

令和7年度

富津市第3子以降学校給食費無償化事業のおしらせ

多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の義務教育期間における富津市立小中学校の学校給食費を無償化します。

○ 無償化の対象となる保護者

以下の①から③をすべて満たしている保護者が対象となります。

- ① 子が3人以上いること。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が富津市立小中学校で給食の提供を受けていること。
- ③ 国や県及び市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていないこと。



対象者についての詳細は、裏面のフローチャートをご確認ください。

○ 申請手続き

Web フォームで申請してください。または「第3子以降学校給食費減免申請書」をホームページからダウンロードして必要事項を記入し提出してください。

Web フォームはこちら⇒



○ 必要書類

- ・第3子以降学校給食費減免申請書
- ・資格確認書等の写し(マイナポータルログイン後の「健康保険証情報(日付情報・氏名(子)・被保険者氏名又は世帯主氏名が記載されているもの)」、保険者より発行される「資格確認書」の写し、従来の健康保険証の写しなど)※富津市立学校に在学している児童生徒及び未就学児の資格確認書等の添付は必要ありません

○ 受付締め切り

- ・4月18日(金) 新1年生で申請される方

※遡及認定はいたしません。決定通知書の減免開始日から無償化期間となります。

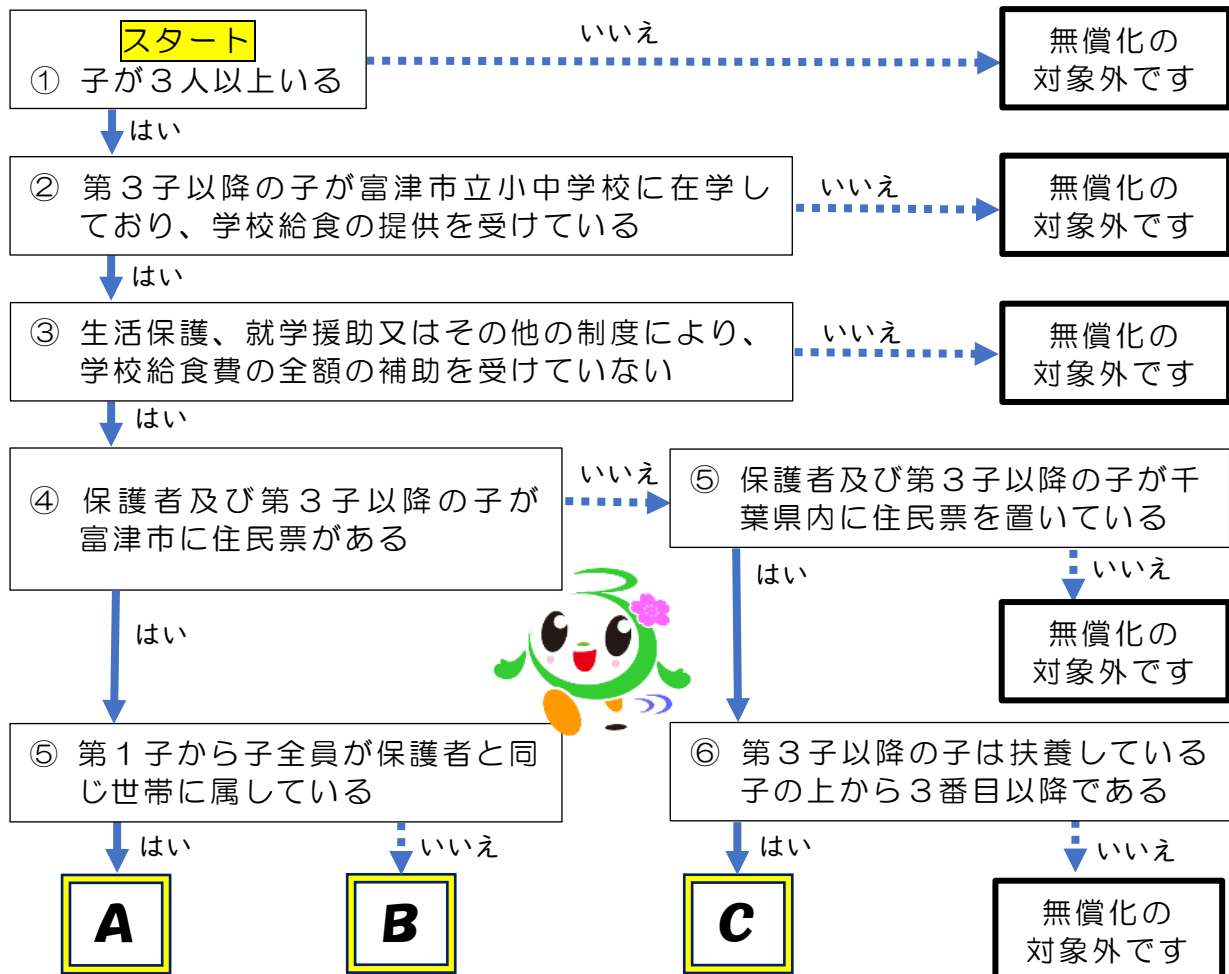
○ 提出先・問い合わせ先

富津市役所学校教育課給食係 電話：0439 - 80 - 1343
〒293 - 8506 富津市下飯野 2443 番地



ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください

申請確認フローチャート



判定結果：A 無償化の対象です

富津市ホームページをご確認の上、富津市第3子以降学校給食費減免申請書へ必要事項を記入し、必要書類を添付の上ご提出ください。

判定結果：B 無償化の対象です

子が別世帯の場合は、子であることを確認できる書類（戸籍謄本等）の提出をお願いします。

富津市ホームページをご確認の上、富津市第3子以降学校給食費減免申請書へ必要事項を記入し、必要書類を添付の上、ご提出ください。

判定結果：C 無償化の対象です

扶養している子の範囲で対象となります。

富津市ホームページをご確認の上、富津市第3子以降学校給食費減免申請書へ必要事項を記入し、必要書類を添付の上、ご提出ください。